

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（機能WT）」

第6回議事概要

日時：令和2年10月5日（月）13：30～16：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
廣田 美穂	神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長
白石 佳代	前橋市財務部 収納課 主任
笹本 裕人	三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任
藤田 さおり	三条市総務部 収納課 管理係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
吉野 元久	富士市総務部 情報政策課 主幹（10時まで市川和央主幹代理出席）
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
小松 幸司	南国市税務課 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
木内 一喜	地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO 補佐官

（総務省）

間宮 将大	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長
沼田 涼太	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官
村上 周優	総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶
2. 2. 滞納整理（2.10.1. 執行停止管理～2.12.8. 欠損処分関連帳票作成）～6. その他について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台（標準仕様書になる案）を議論
3. 帳票WTの進め方について事務局説明

【意見交換（概要）】

■2.10.1. 執行停止管理について

- 当市では、執行停止調書に管理番号を付番して管理している。
- 当市でも、執行停止の管理番号を、システム上利用している。
- 管理番号で管理しない場合、どのようなキーを用いて管理しているのか確認したい。
- 当市ではシステム上でキーを持たず、システム外で番号を付番している。

→システム内外で管理していることから管理番号について必要性が高いと考え、たたき台に必須機能として追加する。

- 「執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。時効完成期別がデフォルトで選択されていること。」について、時効完成期別でなく、時効未完成期別ではないか。

→指摘のとおり、時効未完成期別に修正する。

■2.11.5. 時効完成予定対象リスト作成について

- 民法改正に伴い、連帯納税義務の時効管理が、当市の新システム導入時に問題となっている。
→ご認識のとおり、固定資産税などの時効計算に影響があると考えている。たたき台は「一定の出力条件」を、「出力条件（本税の有無、執行停止中の有無、時効完成日の指定等）」に修正するが、今後記載方法の修正も考えられる。

■3.1.5. 窓口領収について

- 告知前に納税証明の発行申請を受けた場合、減額前の数値で納税証明を出力するケースがありうると理解している。納付額の変更機能が必要と考えている。
→「出力の際、調定額を変更して出力できること。」と同様の記載を滞納3.1.1.「納付書即時発行」のたたき台に追記する。

■3.1.11. 送付先等管理について

- 帳票の宛名について、併記せずとも問題ない。
- 送付先の設定については、催告書や差押通知書等にも影響するものであるため納付書のみ仕様として記載するのは不十分と考えている。
→収滞納全体に効力が及ぶよう、事務局で新規に項目を追加する。

■4.1.5. 公示送達処理について

- 当市では、この機能が必要と考えている。
- 公示送達の機能を持たないと、時効の管理ができないと考える。督促状の発送についても、差押可能の起算日に影響がある。
- 当市でも、滞納システム上入力する工程があるため、システムとしては必要と考える。
→4.1.4.「公示送達処理」のたたき台を、「公示送達の情報（公示日、公示理由等）を管理（参照、登録、修正）できること。」に修正する。

以上